平成２６年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市栄町613番地１　サーパス駅前通り1303号
債務者　朴　　順珍
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
４　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６６号
埼玉県所沢市大字荒幡487番地の４
債務者　吉田芙美子
１　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６７号
埼玉県所沢市大字荒幡487番地の４
債務者　吉田　一夫
１　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９８号
香川県綾歌郡綾川町萱原２番地70
債務者　森兼　美紀（旧姓斎藤）
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　有友　理裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７５号
岡山市中区福泊202番地35
債務者　新田　康二
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
岡山市中区旭東町３―４―17田渕アパート４号、住民票上の住所岡山市中区倉益206番地５
債務者　新田　　隆
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８号
岡山市東区中尾260番地58　106、旧住所岡山市東区城東台東２丁目４番10号
債務者　室井　殊子
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　康祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６８号
広島市西区井口４丁目28番21―201号　フレグランスヒル迫田Ｂ棟
債務者　山本　綾子
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷脇　裕子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２７号
広島市安佐南区長束３丁目43番２号　大前アパート２階202号
債務者　長谷川一雄
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森友　隆成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６号
静岡県伊東市富戸1020―388　フレグランスｍａｋｉｎｏ　A101、住民票上の住所東京都足立区小台１丁目13番26号　コーポ足立小台
債務者　麻生　和裕
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉浦　孝輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
神戸市北区星和台１丁目３番地の14
債務者　松島　俊哉
１　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３号
高知県南国市下野田195番地８　グリーンハウス101
債務者　池村　　歩
１　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　良太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５１号
宮城県大崎市古川中島町６番10号　エムズコーポ202号
債務者　三浦　一也
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時55分
５　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１９８２号
大阪市旭区清水４丁目４番４号
債務者　玄幸園こと大根飴本舗こと　内田　幸廣
１　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　克宏
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５３号
函館市石川町149番地１　ル・レーヴ202
債務者　鳴海久実子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１５７号
函館市大縄町16番23―203号
債務者　山下　弘行
１　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
函館地方裁判所